

## スタークードローン規定（新生フィナンシャル保証）

借主は、本規定を承認のうえ、株式会社東京スター銀行（以下「銀行」といいます。）の当座貸越取引「スタークードローン（カードローンタイプ）」（以下「本ローン」といいます。）を利用します。また、借主は、本ローンにより銀行に対して負う一切の債務（以下「本借入債務」といいます。）について、株式会社新生フィナンシャル（以下「保証会社」といいます。）の連帯保証を受けるものとし、「保証委託約款」を承認のうえ、保証会社にその保証を委託します。

### 第1条（取引方法）

1. この取引は当座貸越取引のみとし、小切手、手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
2. 借主は、スタークードローンカード（以下、「ローンカード」といいます。）を利用して出金する方法およびその他銀行所定の方法により当座貸越を受けるものとします。
3. ローンカード、現金自動支払機および現金自動預入支払機等（以下、「自動機器」といいます。）の取扱等については、カードローンカード取引規定によるものとします。
4. 借主は、第2条に定める利用限度額を超えない範囲で、繰り返し追加して借り入れできるものとします。ただし、この契約の各条項に基づいて新たな貸越が中止され、またはこの契約が終了した場合は、この限りではありません。

### 第2条（利用限度額）

1. 本ローンの当初利用限度額は、銀行の決定する額とします。なお、銀行がやむを得ないものと認めて利用限度額を超えて借主に対し当座貸越を行った場合にも、この契約の各条項が適用されるものとします。
2. 次の各号に該当したときは、銀行はいつでも利用限度額を減額（利用限度額をゼロにすることを含む。）することができるものとします。なお、本項に基づき利用限度額が減額されたことにより、この契約に基づく当座貸越元金の残高（以下、「貸越残高」といいます。）が利用限度額を超えた場合においても、この契約の各条項が適用されるものとします。
  - (1) 借主がこの契約に定める各条項に違反したとき。
  - (2) 借主の信用状態の変化その他の理由により、銀行または保証会社が適当と認めたとき。
3. 銀行は、第1項にかかわらず、本ローンの利用限度額を当初利用限度額（借主が銀行所定の手続により利用限度額を変更した場合は、変更後の利用限度額をいいます。）を超えて増額することができるものとします。この場合、銀行は、借主に対して変更後の利用限度額および変更日等必要な事項を銀行所定の方法で通知するものとします。
4. 前項の通知が借主に到達し、または第17条第2項により到達したとみなされるとき以降に、貸越残高が増額前の利用限度額を超えた場合は、借主が利用限度額の増額を承認したものとします。

### 第3条（契約期間）

1. この契約に基づき、利用限度額を利用できる期間（以下、「契約期間」といいます。）は、この契約の成立の日から1年間とします。ただし、期間満了日の前日までにいずれの当事者からも契約期間を延長しない旨の申出がない場合には、契約期間は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、借主の年齢が期間満了日の時点で満66歳に達していた場合は期間延長しないものとします。
2. 第1項の期間延長が行なわれなかつた場合、以下のとおりの取扱いとします。
  - (1) 期間満了日の翌日以降、銀行は新たな貸越を行いません。
  - (2) 期間満了時の本借入債務については、この契約の各条項にしたがい返済するものとします。

(3)期間満了日に本借入債務が存在しないとき、または前号により本借入債務が完済されたとき、本契約は終了するものとします。

#### 第4条（利息・損害金）

1. (1)本ローンの貸越利息は、銀行所定の利率によって計算し、毎月の返済日に支払うものとします。利息の計算は、前回返済日から当該返済日の前日までの貸越残高に対して、銀行所定の利率により、付利単位を100円、1年を365日とする日割計算によって算出するものとします。  
(2)本ローンの貸越利息には、保証会社の保証料を含むものとします。なお、保証料は銀行所定の方法により保証会社に支払うものとします。  
(3)本ローンの元利金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対して損害金を支払うものとします。なお、損害金の料率は、第1項に定める本ローンの利息の利率と同一とします。
2. (1)金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は利率、損害金の料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。  
(2)前号による利率、損害金の料率の変更の内容は、銀行のホームページ（<http://www.tokyostarbank.co.jp/>）に掲示するものとします。なお、変更日以降の取引もこの契約の条項により取扱われるものとします。

#### 第5条（約定返済）

- 1.借主は、各返済日（毎月4日とする。なお、返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）に、各返済日の前月末日（以下「基準日」といいます。）時点の貸越残高に応じ、次に定める金額（以下、「約定返済額」という。）を返済します（本条に基づく返済を、以下「約定返済」といいます。）。

貸越残高	約定返済額
30万円以下	5,000円
30万円超 50万円以下	10,000円
50万円超 70万円以下	15,000円
70万円超 90万円以下	20,000円
90万円超 150万円以下	25,000円
150万円超 200万円以下	30,000円
200万円超 250万円以下	35,000円
250万円超 300万円以下	40,000円
300万円超 400万円以下	55,000円
400万円超 500万円以下	65,000円
500万円超 600万円以下	75,000円
600万円超 700万円以下	85,000円
700万円超 800万円以下	95,000円
800万円超 900万円以下	105,000円
900万円超 1,000万円以下	115,000円

上表にかかわらず、約定返済時における第4条第1項第1号により算出される利息（以下「未払利息」といいます。）および損害金の合計額が上表に定める約定返済金額を超える場合は、その未払利息および損害金の合計額を約定返済額とします。

2. (1)基準日に貸越残高がない場合は約定返済を行いません。ただし、返済日に未払利息または損害金が存在する場

合には、その全額を約定返済額とします。

(2) 返済日前日の貸越残高が前項の約定返済額の最低金額に満たない場合には、返済日前日時点の貸越残高および未払利息・損害金の合計額を約定返済額とします。

3. 借主は、第10条により銀行が新たな貸越を中止した場合、もしくは契約期間が満了した場合にも、本条の規定にしたがい約定返済を行うものとします。

## 第6条（約定返済額等の自動支払）

1. 借主は、前条による約定返済のため、各返済日までに、約定返済額相当額を借主が銀行所定の方法により届け出た借主名義の預金口座（以下「返済用預金口座」といいます。）に預け入れておくものとします。

2. 銀行は、各返済日に、払戻請求書によらず返済用預金口座から払戻のうえ、毎回の返済にあてるものとします。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の約定返済額に満たない場合には、銀行はその一部を返済にあてる取扱はせず、返済が遅延することとなります。

3. 第1項の預け入れが毎月の返済日より遅れた場合には、銀行は、返済の遅れた約定返済額（以下「延滞額」といいます。）および当該返済日の約定返済額の合計額の全部または一部をもって前項と同様の取扱ができるものとします。

## 第7条（任意返済）

1. 第5条による約定返済のほか、借主はいつでも借入残高に対して任意の金額を返済できるものとします。なお、この返済を行った場合においても、第5条の約定返済は通常どおり行うものとします。

2. 前項の任意返済は、第6条によらず借主が直接銀行の店頭に申込むか、自動機器を使用する方法、その他銀行所定の方法により行うものとします。

## 第8条（返済金の充当順序）

銀行は、借主の返済金（第16条の費用として支払われたものを含む。）を(1)費用、(2)損害金、(3)利息、(4)貸越元金の順に充当するものとします。ただし、第6条第3項により返済日に延滞額および当該返済日の約定返済額の合計額の一部が返済用預金口座から引き落とされ返済に充てられる場合、および借主が任意弁済を行った場合には、銀行が適当と認める順序により充当でき、借主はこれに異議を述べないものとします。

## 第9条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行から通知催告等がなくても、本借入債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済します。

- (1) 借主について支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは特定調停の申立があったとき。
- (2) 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- (4) 相続開始があったとき。
- (5) 債務の返済を遅延し、書面にて督促されたにもかかわらず次の返済日までに返済しなかったとき。
- (6) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき。
- (7) 返済用預金口座が解約された場合、またはカードローンカード規定により銀行がローンカードの利用をお断りしたとき。

2. 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、本借入債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済します。

- (1) 借主が、本借入債務その他銀行に対する債務の一部でも期限に履行しなかったとき。
  - (2) 借主が第 14 条の規定に違反したとき。
  - (3) この契約に関し、借主が銀行に虚偽の届出、資料提供または報告をしたことが銀行において判明したとき。
  - (4) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 第 2 項の場合において借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならぬ事由により請求が延着しまたは到着しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

## 第 10 条（契約の終了、解約、中止）

- 1. 次の各号に該当したときは、銀行はいつでも新たな貸越を中止できるものとします。
  - (1) 借主が返済を延滞したとき。
  - (2) 借主の利用状況等から銀行が適当と判断したとき。
  - (3) 借主がこの契約に定める各条項（本規定のほか、カードローンカード規定およびオンライン契約 WEB 利用に関する特約事項の各条項を含む。）に違反したとき。
  - (4) 借主が第 9 条第 1 項または第 2 項の各号の事由に一つでも該当したとき。
  - (5) 銀行または保証会社が借主の信用状態に著しい変化が生じたと認めたとき。
- 2. 借主が第 9 条第 1 項または第 2 項の各号の事由に一つでも該当し、本借入債務全額につき期限の利益を失った場合には、銀行はこの契約を解約できるものとします。
- 3. 前項によりこの契約が解約された場合、借主は直ちにローンカードを取り扱い店に返却し、直ちに本借入債務の全額を返済するものとします。
- 4. 借主は、本借入債務の全額を返済することにより、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、借主は、本借入債務の全額を返済のうえ直ちにローンカードを取り扱い店に返却し、あわせて銀行に対し、銀行所定の方法により、この契約の解約を通知するものとします。
- 5. 借主に相続の開始があったときには、当然に契約が終了するものとします。

## 第 11 条（銀行からの相殺）

- 1. 銀行は、本借入債務のうち弁済日が到来した債務または第 9 条または第 10 条によって返済すべき債務と、借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権の期限の如何にかかわらずいつでも相殺することができます。
- 2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は、事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わって諸預け金の払戻しを受け、本借入債務の弁済に充当することができます。
- 3. 銀行が第 1 項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、利率・料率については銀行の定めによるものとし、また外国為替相場については銀行の相殺計算実行時の相場が適用されます。

## 第 12 条（借主からの相殺）

- 1. 借主は、本債務の期限が未到来であっても、本債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、相殺することができます。
- 2. 本条によって相殺をする場合には、借主は、繰上返済に準じるものとして所定の繰上返済手数料を銀行に対して支払います（相殺に用いられる預金（自働債権）の預金規定に定められている「保険事故発生時における預金者からの相殺」に関する条項（またはこれに準ずる条項）に基づく相殺の場合を除く）。

## 第 13 条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺する場合に、本借入債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の理由等により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べません。
2. 借主から相殺をする場合に、本借入債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主は、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務との相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べません。
3. 借主の銀行に対する債務の一つでも返済の遅延が生じている場合等において、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあると銀行が判断したときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べません。
4. 第 2 項なお書または前項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来した債務とします。

## 第 14 条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等やむを得ない事情によって証書（電子データを含む）その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

## 第 15 条（本人確認方法）

1. この契約の締結または届出・契約事項の変更、解約等の銀行所定の手続きを行う場合、借主は、銀行の求めに応じ、所定の書面に署名するとともに、銀行所定の借主本人であることを確認できる資料（以下「本人確認資料」といいます。）を提示または提出（以下「提示等」といいます。）するものとします。ただし、借主が銀行に他の取引に関して印鑑を届け出ている場合には、銀行の認める手続きに限り、本人確認資料の提示等に代えて、銀行所定の書面に届出印鑑を押印することにより手続きを行うものとします。
2. 銀行は、前項の手続の全部または一部につき、電話その他の借主と直接対面しない方法により行うことができるものとし、かかる手続きにおいて、銀行は、銀行所定の事項の入力、聴取等により、相手方が借主本人であることの確認を行うものとします。
3. 銀行が前 2 項の本人確認を相当の注意を持って取り扱ったときは、書類の偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

## 第 16 条（諸費用の支払い方法）

この契約に関し、またはこの契約に基づく取引に関し必要となる印紙代等の費用については借主の負担とします。この費用については、銀行は、預金規定に関わらず、銀行所定の日に払戻請求書によらず返済用預金口座から自動引落し、あるいは借入金から差し引きのうえ支払に充当するものとします。

## 第 17 条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届けた事項に変更があったときは、借主は、直ちに銀行所定の方法で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

## 第 18 条（成年後見人等の届出）

1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、または後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて書面によって届出します。

2. 借主は、任意後見契約に基づき任意後見人を選任したとき、または家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて書面によって届出します。
3. すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合または任意後見人および任意後見監督人の選任がなされている場合にも、借主は、前2項と同様に届け出るものとします。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、借主は、同様に届出します。
5. 前各項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

#### 第19条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、銀行に対して、借主の信用状態ならびに担保の状況について遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、銀行に対して報告するものとします。

#### 第20条（管理・回収業務の委託）

銀行は、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣により営業許可を受けた債権管理回収会社に対して、この契約による貸付債権の管理・回収業務を委託できるものとします。

#### 第21条（債権譲渡）

1. 借主は、銀行が将来この契約による貸付債権を他の金融機関等に譲渡（信託を含む。）することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾します。この場合、借主に対する通知を省略することができます。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は、譲渡した債権に関し、譲受人（信託の受託者を含む。）の代理人になるものとします。借主は、銀行に対し、従来どおり本規定の定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行は、これを譲受人に交付するものとします。ただし、譲受人との約定によって、銀行が代理人の地位から脱退する場合があります。

#### 第22条（合意管轄）

この契約に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店を管轄する裁判所を、第一審の合意管轄裁判所とします。

#### 第23条（個人信用情報機関への登録等）

1. 借主は、下記の個人情報（その履歴を含む）が銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則第13条6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。）のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（ご本人への郵便不着の有無等を含みます）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、破産申立、強制回収手続、債権譲渡、解約、完済等の事実を含みます）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申し込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間

登録情報	登録期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 借主は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、銀行が加盟する個人信用情報機関および同機関と連携する個人信用情報機関の加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行では行えません）。

(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

TEL 03-3214-5020

(株) 日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>

TEL 0570-055-955

(2) 同機関と提携する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター、(株) 日本信用情報機構および(株) シー・アイ・シーは、相互に提携しております。

(株) シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

TEL 0120-810-414

## 第24条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、SCLkitei201905

または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

### カードローンカード取引規定

カードローンカード（以下「ローンカード」といいます。）の利用は次により取り扱います。

#### 第1条（定義）

本規定上の用語の定義は次の各号によります。

- (1) 「提携先」：当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等および当行がオンライン現金自動払出機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等をいいます。
- (2) 「預金機」：当行および提携先の現金自動預金機（現金自動預入払出機を含む。）をいいます。
- (3) 「払出機」：当行および提携先の現金自動払出機（現金自動預入払出機を含む。）をいいます。
- (4) 「カードローン契約」：本規定に基づきローンカードによる取引を行う、借主と当行の間の当座貸越契約をいいます。
- (5) 「返済」：カードローン契約に基づく返済をいいます。
- (6) 「借入れ」：カードローン契約に基づく借入れをいいます。
- (7) 「ローン口座」：当行が指定する、カードローン契約に係るローン口座をいいます。
- (8) 「現金自動機取扱手数料」：預金機・払出機の利用に関する手数料をいいます。

#### 第2条（ローンカードの利用）

ローンカードは次の場合に利用することができます。

- (1) 預金機を使用して返済をする場合。
- (2) 払出機を使用して借入れをする場合。
- (3) その他当行所定の取引をする場合。

#### 第3条（預金機による返済）

1. 預金機を使用して返済をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。

2. 預金機による返済は、預金機の機種により当行または提携先所定の種類の紙幣による返済に限ります。また、1回あたりの返済は、当行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

#### 第4条（払出機による借入れ）

- 1. 払出機を使用して借入れをする場合には、払出機の画面表示等の操作手順に従って、払出機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
- 2. 払出機による借入れは、払出機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入れは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの借入れ限度は、当行所定の金額の範囲内とします。
- 3. 払出機を使用して借入れをする場合に、借入れ請求金額と現金自動機取扱手数料の金額との合計額が、前項に規定する借入れることのできる金額を超えるときは、その借入れはできません。

#### 第5条（現金自動機取扱手数料等）

- 1. 預金機を使用して返済をする場合および払出機を使用して借入れをする場合には、当行および提携先所定の現金自動機取扱手数料をいただきます。

2. 現金自動機取扱手数料は、返済および借入れ時に、ローン口座から当行に支払われ、カードローン契約に基づく借主の債務に組み入れられるものとします。なお、提携先の現金自動機取扱手数料は、当行から提携先に支払います。

#### 第6条（預金機・払出機障害時の取り扱い）

停電・故障等により預金機・払出機による返済や借入れができない場合は、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でローンカードにより取り扱います。この場合、当行所定の当座貸越借入請求書または入金票に署名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。また、届出の暗証は暗証番号入力機から入力してください。なお、提携先の窓口では、この取り扱いはいたしません。

#### 第7条（書面または電磁的方法による報告）

ローンカードにより返済した金額、借入れた金額、現金自動機取扱手数料金額については、書面または電磁的方法により報告します。また、窓口でローンカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、現金自動機取扱手数料金額は合計額をもって書面または電磁的方法により報告します。

#### 第8条（ローンカード・暗証の管理等）

1. 当行は、払出機の操作の際に使用されたローンカードが、当行が借主に交付したローンカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえカードローン契約に基づく貸付を行います。当行の窓口においても同様にローンカードを確認し、当座貸越借入請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取り扱います。

2. ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ローンカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによる借入れ停止の措置を講じます。

3. 本条に定める通知を当行が借主から受領する前に生じた損害については、次条第1項ただし書に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

4. ローンカードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

#### 第9条（偽造・盗難カード等による取り引き等）

1. 当行が、ローンカードの電磁的記録によって、払出機およびその他銀行所定の取引の操作の際に使用されたローンカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認してカードローン契約に基づく貸付を実行した場合は、ローンカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この借入れが偽造カードによるものであり、ローンカードおよび暗証の管理について借主の責に帰すべき事由がなかった場合の当行の責任については、この限りではありません。

2. 当行が、当行の窓口においてローンカードの提出をうけ、暗証番号入力機により入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取り扱った場合にも、前項と同様とします。

#### 第10条（ローンカードの紛失、届出事項の変更等）

1. ローンカードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合（ただし、次項により暗証を変更した場合を除きます）には、直ちに借主から当行所定の方法により当行に届け出してください。この場合、ローンカードもあわせて提出してください（紛失した場合を除きます）。

2. 暗証の変更は、当行の払出機を使用して変更することができます。払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、払出機にローンカードを挿入して操作してください。

#### 第11条（ローンカードの再発行等）

1. ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場

合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

2. ローンカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

#### 第12条（預金機・払出機の誤入力等）

預金機・払出機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の払出機、預金機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

#### 第13条（解約等）

1. カードローン契約を解約する場合またはローンカードの利用を取りやめる場合には、ローンカードを当行に返却してください。
2. ローンカードの改ざん、不正使用など当行がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることができます。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにローンカードを当行に返却してください。
3. 次の場合には、ローンカードの利用を停止することができます。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示がなされ、当行が借主本人であることを確認できたときに停止を解除します。

(1) 第14条に定める規定に違反した場合

(2) ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 第14条（譲渡、質入れ等の禁止）

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 第15条（規定の適用）

本規定に定めのない事項については、カードローン契約に係る規定により取り扱います。

#### 第16条（改定）

当行は、本規定の内容を必要に応じて改定することがありますが、本規定を改定したときは、変更内容をすみやかに当行ホームページまたは店頭表示の方法により公表します。改定後の規定は公表の際に定める日より適用されます。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定を含む当行の規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

#### オンライン契約WEB利用に関する特約事項（スターカードローン（カードローンタイプ））

スターカードローン（カードローンタイプ）（以下「本ローン」といいます。）の契約申込みに際し、銀行のウェブページ上で契約申込みをするサービス（以下「オンライン契約WEB」といいます。）を利用する場合には、以下の各条項についてご承認いただくことが条件となります。

1. オンライン契約WEBを利用して本ローンに係る契約の申込を行う場合、銀行は、これを承認したうえで、銀行から借主への連絡による契約意思確認のうえ銀行が本ローンに係るカードローン口座を開設した時に本ローンに係る契約が成立します。

2. オンライン契約WEBでの申込みに当たっては、スターカードローン規定（新生フィナンシャル保証）（以下「本ローン規定」といいます。）第15条記載の本人確認方法に加え、以下のとおり取り扱うものとします。

(1) 本ローンをオンライン契約WEBにより申し込む際には、申込者本人が、オンライン契約WEBの利用画面の表示に従い、ログインID、ログインパスワードを入力のうえ銀行に送信するものとします（ログインID、ログインパスワードは本ローン申込時に銀行のローン申込ウェブサイト上で入力し、または、銀行所定のローン申込用電話にて告知し、銀行に登録されているEメールアドレスへ送信されます）。銀行は、これにより送信されたログインID、ログインパスワードと、銀行に登録されているログインID、ログインパスワードが一致することを銀行所定の方法で確認することで、オンライン契約WEBを現に利用している者が申込者本人であることを確認するものとします。この方法にて本人確認を行った後に、銀行は、オンライン契約WEBによる取引を行います。なお、銀行は、本項による本人確認の手続きが完了しない限りオンライン契約WEBによる取引依頼を受け付けません。

(2) ログインID、ログインパスワードは厳重に管理し、盗難、紛失等により、盗用されるおそれがある場合には、ただちに、所定の方法により銀行に届け出るものとします。

3. オンライン契約WEBでの申込内容は、申込人が、本ローン規定の内容に同意し、申込みの契約内容を確認したうえで、オンライン契約WEB上での『確認し契約を申し込む』ボタンを押下したときに確定するものとし、特に定めのない限り、以後、申込内容の取消、変更は行うことができないものとします。

4. 契約者は、オンライン契約WEBで申込み、銀行の承認により成立した契約の内容について、銀行が契約者に送付する書面により確認するものとします。万一、その内容が申込内容と相違する場合、契約者はただちに銀行に連絡するものとします。なお、オンライン契約WEBでの申込みによるローン契約の契約書原本については、銀行が機械記録により保存するものとし、申込内容につき契約者と銀行との間に疑義が生じた場合には、銀行の機械記録の内容をもって取り扱うものとします。

5. オンライン契約WEBの利用についての銀行の責任は以下のとおりとします。

(1) 第2項(1)の方法にて、銀行が本人確認のうえ取引をしたときは、ログインID、ログインパスワードにつき偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、銀行は、当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について、銀行の責めに帰すべき事由がない限り、銀行は責任を負いません。

(2) 銀行は、次の事由により生じた損害について責任を負いません。

①銀行の責めによらない通信機器・回線およびパーソナルコンピュータ等の障害や誤作動があった場合

②天災・火災・騒乱等の不可抗力および裁判所等公的機関による措置等があった場合

③銀行が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合

(3) 銀行は、通信経路において盗聴がなされたことにより、ログインID、ログインパスワード等や取引情報が漏洩したために生じた損害について責任を負いません。また、コンピュータウィルス等により生じる損害についても、同様とします。

6. 通信回線の障害等によりオンライン契約WEBの利用が中断したと判断される場合には、障害回復後に、再度ログインして取引状況を照合するか、オンライン契約WEBの画面上の問い合わせ先にお問い合わせください。

以 上